

富里市犯罪のないまちづくり推進協議会について (富里市犯罪のないまちづくり推進条例抜粋)

(協議会の設置)

第15条 市長は、犯罪のないまちづくりを推進するため、富里市犯罪のないまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

【条文の趣旨】

第15条は、この条例の実効性を高めるため、市長の附属機関として協議会を設置することとしています。

【条文の説明】

この条例の実効性を高めるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、「富里市犯罪のないまちづくり推進協議会」を設置することとしています。

この協議会の設置は、市民をはじめ様々な主体に参画いただき、犯罪のないまちづくりを推進していく上で必要な事項を審議するために設置することについて定めたものであります。



(所掌事務)

第16条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 犯罪のないまちづくりの基本的な施策に関すること。
- (2) 犯罪のないまちづくりの推進に関すること。
- (3) その他犯罪のないまちづくりに関し必要な事項に関すること。

2 協議会は、前項各号に掲げるもののほか、犯罪のないまちづくりの推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

【条文の趣旨】

第16条は、「富里市犯罪のないまちづくり推進協議会」の所掌する事務について規定しています。

【条文の説明】

協議会は、市長の諮問に応じて、犯罪のないまちづくりの基本的な施策に関する事項や、犯罪のないまちづくりの推進に関する事項を調査審議するほか、犯罪のないまちづくりの推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第17条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 自治会等の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 防犯関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関等の職員
- (6) 教育関係団体の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【条文の説明】

協議会の委員構成については、この条例の趣旨を踏まえ、犯罪のないまちづくりを推進する上で、関係する機関・団体などが、それぞれ連携し取り組む必要があるため、公募委員をはじめ、犯罪のないまちづくりを担う各種団体などにより構成することとしています。